

マレーシア：法務基本情報

名称	留意点
1.進出形態	<p><b>【主要法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2016 年会社法(The Company Act 2016)及びその下位規則、駐在員事務所/地域事務所開設のための工業開発庁ガイドライン</li> </ul> <p><b>【ポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 直接進出: 法人設立、法人買収、支店開設、駐在員事務所開設 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人設立 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 基本 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 1965 年会社法では株主は 2 名以上必要とされていたが、2016 年会社法によりいわゆる一人会社の設立が可能とされた。</li> <li>▪ マレーシアを居住地とする取締役が最低 1 名必要(1965 年会社法では最低 2 名必要であった)。</li> <li>▪ 定款(Constitution)を不要とすることも可能。</li> </ul> </li> <li>▪ 株式有限責任会社 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 最も利用されている会社形態。</li> <li>▪ 出資者は、出資金の限度で責任を負担する。</li> </ul> </li> <li>▪ 保証有限責任会社 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 出資者が、出資金に加え、必要に応じて当該会社清算時に定款規定の責任を負担する会社形態。</li> </ul> </li> <li>▪ 無限責任会社 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 会社持分保有者の責任が無制限とされる会社形態。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 企業買収 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 外資規制上、買収者が完全子会社化できない場合がある。</li> <li>▪ 新規ライセンスが発行されていない業務分野への進出が可能になり得る。</li> </ul> </li> <li>○ 支店開設 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 出資が不要。</li> <li>▪ 支店形態では許認可取得できない業務分野が多数存在する。</li> <li>▪ 法人形態でのみ享受可能な税務上のメリットは享受できない。</li> </ul> </li> <li>○ 駐在員事務所 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 重要情報の収集分析、市場調査、事業実行可能性・採算性調査等の目的でのみ設置される。</li> <li>▪ 営業活動が一切禁止されている。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>間接進出: 業務提携、販売代理店、フランチャイズ、ライセンス供与</li> </ul>
2.競争法	<p><b>【主要法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2010年競争法(The Competition Act 2010)、2010年競争委員会法(Competition Commission Act 2010)及びその下位規則</li> </ul> <p><b>【ポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主な禁止行為は、反競争的な合意及び支配的地位の濫用。</li> <li>反競争的な合意は、競争を妨害し、制限、歪める目的又は効果をもつ水平的・垂直的な合意をいう。</li> <li>支配的地位の濫用を単独又は他者と共同で行うことが禁止される。</li> <li>企業結合に対する具体的な規制は存在していない。</li> </ul>
3.不動産法制	<p><b>【主要法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1965年国家土地法(The National Land Code 1965)、サバ州土地条例(The Sabah Land Ordinance)、サラワク州土地法(The Sarawak Land Code)、1985年区分所有法(The Strata Title Act)、2013年区分管理法(The Strata Management Act 2013)</li> </ul> <p><b>【ポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1965年国家土地法は半島マレーシアにのみ適用され、ボルネオ島所在のサバ州及びサラワク州については歴史的経緯からそれぞれの土地条例及び法律が適用される。</li> <li>土地の所有権は究極的には各州政府に帰属し、各州政府から権利を譲り受けることで私人が権利を有することになる。</li> <li>権利の種類は永久所有権(Freehold)及び期限付借地権(Leasehold)の2種類。 <ul style="list-style-type: none"> <li>永久所有権(Freehold): 私人による所有・使用に期間制限がない。</li> <li>期限付借地権(Leasehold): 私人による保有・使用に対して99年以下の期間が設けられる。</li> </ul> </li> <li>建物の一部に独立の所有権を認めることが可能(コンドミニウム等の1室に対する区分所有)。</li> <li>外国人でも居住用・商業用土地の取得が可能。</li> <li>不動産登記が権利の効力発生要件とされている。</li> </ul>
4.労働法	<p><b>【主要法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1955年労働法(The Employment Act 1955)、サバ州労働条例(The Sabah Labour Ordinance)、サラワク州労働条例(The Sarawak Labour Ordinance)、1967年労使関係法(The Industrial Relation Act 1967)</li> </ul>

	<p><b>【ポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1955 年労働法は半島マレーシアにのみ適用され、ボルネオ島所在のサバ州及びサラワク州については歴史的経緯からそれぞれの労働条例が適用される。</li> <li>● 1955 年労働法の適用対象となる雇用契約は以下の通り             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 月給 2,000 マレーシアリングットを超過しない雇用契約を締結した労働者</li> <li>○ 賃金の額によらず、雇用者との間で、以下の雇用契約を締結した労働者                 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 肉体労働に従事する契約</li> <li>▪ 人・物の運送目的、又は、事業・営利目的で運営され、機械による乗物を操作・維持することに従事する契約</li> <li>▪ 自身と同一の雇用者に雇用される労働者及びその労働者による作業を監視・監督する契約</li> <li>▪ マレーシアにおいて登録された船舶業務に従事する契約</li> <li>▪ メイド等の家事を行う契約</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● 上記要件に該当しない雇用契約は労働法適用対象外となり、労使間の個別の雇用契約内容や慣習法によって規律される。</li> <li>● 就業規則の作成義務はない。</li> <li>● 「正当な理由」がない限り解雇ができないとされている一方で、「正当な理由」ありとして従業員が解雇された後、「正当な理由」の有無をめぐり紛争となる場合が多い。</li> </ul>
5.知的財産権法	<p><b>【主要法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1983 年特許法(The Patents Act 1983)、1976 年商標法(The Trade Marks Act 1976)、1996 年意匠法(The Industrial Designs Act 1996)、1987 年著作権法(The Copyright Act 1987)、2002 年地理的表示法(The Geographical Indications Act 2002)</li> </ul> <p><b>【ポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工業所有権（特許権、実用新案権、工業意匠権）、商標、著作権及び地理的表示が保護の対象。</li> <li>● 著作権は無方式主義を取っており、登録なく著作権が生じる。</li> <li>● マドリッド議定書には未加盟。</li> <li>● その他、集積回路のレイアウト・デザイン及び植物新品種などが保護されている。</li> </ul>
6.裁判制度・仲裁	<p><b>【主要法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 連邦憲法(The Federal Constitution)、1964 年裁判所法(The Courts of Justice</li> </ul>

Act 1964)、1958 年外国判決相互執行法 (The Malaysian Reciprocal Enforcement of Judgements Act 1958)、2005 年仲裁法(The Arbitration Act 2005)

【ポイント】

裁判制度

- 旧宗主国であるイギリスの制度を広く踏襲している。
- 管轄する組織により、普通裁判所と属人裁判所に分類される。
  - 普通裁判所
 

上位裁判所と下位裁判所に分類される。通常の訴訟においては三審制が採用されている。

    - 上位裁判所
      - 連邦裁判所
 

マレーシアの最高裁判所。

抽象的及び付随的違憲審査権を有する。
      - 控訴院
 

控訴審。第二審の位置付けとなる場合が多い。
      - 高等法院
 

第一審の位置付けとなる場合が多い。

下位裁判所の控訴審となる場合もある。
    - 下位裁判所
      - セSSIONズ裁判所 刑罰に死刑を含まない犯罪に関する刑事裁判を行う。 訴額又は賠償額が 250,000 マレーシアリングットを超えない民事裁判を行う。
      - 治安判事裁判所
      - 少年裁判所
      - 労働裁判所
  - 属人裁判所
    - シャリーア裁判所
 

イスラム法を適用する裁判所。
    - 原住民裁判所
 

サバ州及びサラワク州において、原住民の部族長が裁判官権限を持つ裁判所。
- 裁判手続において使用すべき言語は国語であるマレー語。
- 保全申立は、本案事件の訴状提出と同時またはそれより後にのみ行うことができる。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本を含む外国判決をマレーシアにおいて執行することはできない。外国判決の承認・執行が可能な国は旧英連邦の国のみ。</li> </ul> <p>仲裁制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クアラルンプール所在のアジア国際仲裁センター(The Asian International Arbitration Centre)をアジアにおける主な仲裁機関とすべく積極的に活動中。</li> <li>裁判に対する信頼が厚いため、通常、紛争解決機関としては裁判所が選択される。紛争が専門的な場合に紛争解決機関として仲裁が選択される場合が多い。</li> <li>ニューヨーク条約締結国であり、他の締結国における仲裁判断はマレーシア国内で執行が可能。</li> </ul>
7.外国為替管理・輸出入管理	<p><b>【主要法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2013年金融サービス法(The Financial Service Act 2013)、2013年イスラム金融サービス法(The Islamic Financial Service Act 2013)、外国為替管理規定(The Foreign Exchange Administration Rules)、2010年戦略貿易法(The Strategic Trade Act 2010)</li> </ul> <p><b>【ポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国為替管理規定では、居住者と非居住者に区別され、両社には取引・送金が可能な金額等に差異が設けられている。</li> <li>2016年12月に外国為替管理規定が変更され、以下の主な変更がなされた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>マレーシア居住の輸出業者は、輸出代金の25%までを外貨で保有することができ、残部はマレーシア国内銀行にてマレーシアリングgitに両替しなければならない。</li> <li>国内取引におけるマレーシアリングgit使用義務。</li> </ul> </li> <li>貿易外のマレーシアリングgitの持込み及び持出しは、10,000米ドル相当額まで可能。</li> </ul>
8.コンプライアンス	<p><b>【主要法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2015年刑法(The Penal Code 2015)、2009年マレーシア汚職行為防止委員会法(The Malaysian Anti-corruption Commission Act 2009)</li> </ul> <p><b>【ポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私人であると公務員であるとはかわらず、他者による何らかの作為又は不作為の誘因又は見返りその他として、不正に賄賂を要求し、收受し、收受を約束し、供与し、供与を約束し又は申出する行為は違法である。</li> <li>また、公務員に対して、公務の作為又は不作為に関係する贈収賄の供与、申込み、約束は違法であることが別途規定されている。</li> <li>外国公務員等に対し、当該外国公務員等の国又は当該外国公務員等が公務を執</li> </ul>

	<p>行する国際的公共機関の活動又は決定に対する影響力の行使、職務の作為又は不作為、特定の者の利益となるような契約の締結又は不締結に対する、誘因又は見返りとして贈与を自ら又は仲介者を通じて供与し、申込み、約束する行為は違法である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ファシリテーションペイメント（例外的に許容される利益供与）の規定はない。</li> </ul>
<p>9.撤退</p>	<p><b>【主要法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2016 年会社法(The Company Act 2016)</li> </ul> <p><b>【ポイント】</b></p> <p>撤退の形態は、主に株式譲渡又は清算の方法で行われる。</p> <p>株式譲渡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国資本に株式譲渡する場合、出資比率・業種によっては当局の承認が必要となることがある。</li> </ul> <p>清算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マレーシアにおける破産法は個人の破産手続に関する法律であり、法人に対して破産法の適用はなく、2016 年会社法規定の清算手続に従う。</li> <li>会社の財務状態により、任意清算及び強制清算の方法があり、後者は裁判所が関与する。</li> <li>税務調査（タックスクリアランス）が完了するまでは清算結了できず、清算手続開始から結了まで数年要する場合が多い。</li> </ul>
<p>10.その他&lt;外国投資規制&gt;</p>	<p><b>【主要法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1986 年投資促進法（The Promotion of Investment Act 1986）、各種税法、流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドライン（The Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia）</li> </ul> <p><b>【ポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令所定の要件を満たす企業は、税務上の優遇措置（免税・減税）を受けることが可能。対象となる業種は主に製造業で、その他には農業、観光業、研究開発業務などが含まれる。</li> <li>マルチメディア・スーパー・コリドー（Multimedia Super Corridor、以下「MSC」）のステータスが与えられる場合に主に以下の優遇措置が与えられる。MSC とは、国が IT 製品やサービスの強化を図るために設置する場所のことをいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>10 年間の免税措置。</li> </ul> </li> </ul>

○外国資本が当該企業の 100 パーセント株式を保有できる。

- 他国に見られるような、外国投資に関する規制の一覧（ネガティブリスト）は存在しない。
- 流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドラインによれば、外資規制やブミプトラ規制が広範囲で撤廃され、外国資本による投資が可能とされたが、主に中小企業保護の観点からミニマーケット、新聞販売店、及び薬局といった小規模事業については外国資本の投資が認められていない。